平成 27 年度 環境活動支援助成金 助成要領

1　助成の対象となる環境活動

次の(1)から(4)までの全ての項目に該当する環境活動を助成の対象とする。

(1)　県内の学校・団体等（ひろしま地球環境フォーラム会員企業・団体を除く。）が，その学校・団体等に所属する者を対象として実施する環境活動（環境教育・環境学習・地球温暖化防止活動等をいい，緑化活動を除く。）であること。

(2)　ひろしま地球環境フォーラム会員企業・団体と連携して実施する環境活動であること（あらかじめ，その会員企業・団体との事前調整・仮予約等が行われている必要がある。）。

【ひろしま地球環境フォーラム会員企業・団体との連携の例】

○　フォーラム会員企業であるＡ社のリサイクル工場への社会見学（11 月５日にバス２台を借上）

○　フォーラム会員団体であるＢ協会から講師を招いての出前授業（10 月 28 日と 12 月 10 日に実施）

（注意）

・　助成の対象となる環境活動の全体について（その活動期間中を通じて），連携しなければならないという趣旨ではない（助成の対象となる環境活動の一部において連携することで要件を満たす。）。

・　「フォーラム会員企業であるＣ社が製造している消耗品の購入」などといった関わりだけでは，連携に当たらないため，要件を満たさない。

（参考）

フォーラム会員企業・団体が実施している見学・体験受入（工場への社会見学等）及び講師派遣（出前授業・講演等）の一部については，フォーラムのホームページで公開中

【「環境学習サポート情報」http://h-ecoforum.jp/gakusyu/gakusyu.htm 参照】

(3)　10 名以上が参加する環境活動であること。

(4)　平成 27 年４月１日以降に開始し，かつ，平成 28 年１月 31 日までに終了する環境活動であること。ただし，助成対象となる経費は，平成 27 年９月１日から平成 28 年１月 31 日までの期間中に納品，実施及び支払が行われるものに限る。

2　助成に当たっての条件

次の(1)から(3)までの全ての条件を満たす必要がある（満たさなければ，交付決定後であっても助成しない場合がある。）。

(1)　提出した交付申請書等に記載のとおり活動しなければならない。なお，事業収支予算書に記載した事項を含め，環境活動の内容等に変更が生じる場合は，事前に協議の上，変更申請書を提出すること。

(2)　環境活動終了後速やかに，その成果等を広く県民に周知するための情報発信を自主的に行わなければならない。

【情報発信の例】

ホームページ・学校だより・会報誌等の広報媒体への掲載，報道機関への資料提供等

(3)　環境活動終了後１か月以内に，次の書類等を提出しなければならない。なお，ア，イ及びウについては，一部又は全部をひろしま地球環境フォーラムのホームページ及び報告冊子等に掲載する場合があるため，掲載許可の取れたものを提出すること。

ア　事業実績報告書

イ　環境活動の様子を撮影した写真５枚以上（JPEG 形式の画像データを CD-R 又は DVD-R 等の電子媒体で提出すること。）

ウ　(2)の広報媒体等（原則として，イの写真とともに CD-R 又は DVD-R 等の電子媒体で提出すること。）

エ　事業収支決算書

オ　助成対象経費の支出状況の証拠となる領収書の写し等

３　助成金額

１校・団体につき，上限 10 万円

４　助成対象経費

１の助成の対象となる環境活動に係る次の経費を助成の対象とする。ただし，平成 27 年９月１日から平成 28 年１月 31 日までの期間中に納品，実施及び支払が行われるものに限る。

報償費（講師謝礼等），旅費（講師実費弁償），需用費（消耗品費，印刷製本費，食糧費等），役務費（通信運搬費，手数料，保険料等），使用料及び賃借料（借上料等）

平成 27 年度 環境活動支援助成金 手続の流れ

申請団体（交付対象団体）	ひろしま地球環境フォーラム事務局 （広島県環境県民局環境政策課内）
1　環境活動の計画 環境活動を実施する目的・内容等について計画する。 また，あらかじめ，連携するひろしま地球環境フォーラム会員企業・団体との事前調整・仮予約等を行う。	
2　交付申請書等の提出 (1)　提出書類 ア　交付申請書（様式第１号） イ　事業収支予算書（様式第２号） (2)　提出期限 **平成 27 年８月 17 日（月）** ↓ **ひろしま地球環境フォーラム事務局に提出→**	
	3　交付決定 予算の範囲内で活動内容等を考慮の上，交付対象団体を決定し，全ての申請団体に対し，交付決定の可否について通知する（８月下旬の予定）。
4　環境活動の実施 提出した交付申請書等に記載のとおり活動しなければならない。なお，**事業収支予算書に記載した事項を含め，環境活動の内容等に変更が生じる場合は，事前に協議の上，変更申請書（様式第３号）を提出**すること。	
5　情報発信 環境活動終了後速やかに，その成果等を広く県民に周知するための情報発信を自主的に行わなければならない。	
6　事業実績報告書等の提出 (1)　提出書類等 ア　事業実績報告書（様式第４号） イ　写真５枚以上（電子媒体） ウ　広報媒体等（原則として電子媒体） エ　事業収支決算書（様式第５号） オ　領収書の写し等 (2)　提出期限 **環境活動終了後１か月以内** ↓ **ひろしま地球環境フォーラム事務局に提出→**	
	7　額の確定 事業実績報告書等を提出した者に対し，助成金の額の確定について通知する（併せて，助成金に係る請求書を送付する。）。
8　助成金の請求 (1)　請求書類 請求書 (2)　請求期限 **額の確定の通知受領後，速やかに** ↓ **ひろしま地球環境フォーラム事務局に請求→**	
	9　助成金の振込 請求書に記載された口座に，確定した助成金の額を振り込む。